平成14年(ワ)第523号 不当利得金返還請求事件

判实

- 1 被告は、原告に対し、金2816万5892円及びこれに対する平成14年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。 事 実

第1 請求

主文同旨。

第2 事案の概要

本件は、被告が、平成4年度から平成13年度までの間、再生債務者ナイス・ミドル・スポーツ倶楽部株式会社(以下、再生債務者という)から、社員でないのに、社員として賃金の支給を受け、源泉所得税を控除した金額について不当に利得していたとして、返還請求(社会保険料等については、予備的に不法行為に基づく損害賠償請求)された事案である。

第3 請求原因

- 1 再生債務者は、平成13年4月16日、当庁に対し、債権者から民事再生手続開始の申立てを受け、同年7月16日、民事再生手続開始決定を受け、原告が管財人に選任された。
- 2 被告に対し、再生債務者の社員であったとして、以下のとおりの賃金が支払われている。
- ① 平成4年度 総支給額 200万円 社会保険料等 19万6927円 源泉所得税 6万1613円 手取り額 174万1460円
- ② 平成5年度総支給額 200万円社会保険料等 21万3564円源泉所得税 6万7100円手取り額 171万9336円
- 3 平成6年度
 総支給額 248万0938円
 社会保険料等 24万3670円
 源泉所得税 8万9028円
 手取り額 214万8240円
- ④ 平成7年度 総支給額 社会保険料等 源泉所得税

社会保険料等 34万1636円 源泉所得税 10万5630円 手取り額 256万2734円

301万円

平成8年度総支給額社会保険料等源泉所得税手取り額

335万5000円 34万7050円 13万3740円 287万4210円

⑥ 平成9年度 総支給額 社会保険料等 源泉所得税 手取り額

360万5000円 35万9920円 14万7013円 309万8067円

で 平成10年度 総支給額 社会保険料等 源泉所得税 手取り額

381万円 37万0598円 13万1834円 330万7568円 ⑧ 平成11年度 393万7500円 総支給額 社会保険料等 39万9952円 源泉所得税 13万4392円

手取り額 340万3156円

平成12年度 421万2500円 総支給額 社会保険料等 43万5657円 源泉所得税 15万7000円 手取り額 361万9843円

平成13年度 (10)

手取り額

81万円

総支給額 社会保険料等 源泉所得税

11万1810円 2万7696円 67万0494円

以上合計

総支給額 2922万0938円 社会保険料等 302万0784円 源泉所得税 105万5046円 手取り額 2514万5108円

しかし、被告が再生債務者の社員として勤務した事実はない。しかも、被告は、再生債務者の社員として社会保険等に加入し、保険制度上の 利益を享受したもので、その社会保険料等は、再生債務者から支給された上記賃金 から支払われていた。

5 したがって、被告が再生債務者から支給を受けた総支給額(2922万093 8円)から、源泉所得税額(105万5046円)を控除した残額(2816万5 892円)について、再生債務者に対する関係で不当利得を構成する。

仮に、社会保険料等(302万0784円)について不当利得を構成しないと しても、被告は、再生債務者に勤務していないにもかかわらず、社員として社会保険に加入し、その保険料を再生債務者に負担させていたのであるから、再生債務者に対する不法行為を構成することになる。したがって、再生債務者は、被告に対し て、支払った社会保険料等に相当する金額について、損害賠償請求権を有する。

被告の認否及び反論

- 請求原因1項は、知らない。 1
- 同2項は、認める。
- 3 同3項は、認める。
- 同4項ないし6項は、争う。 被告は、再生債務者の実質的オーナーであった父Aから、前記総支給額を給与 (社会保険料等を含む) 名目で贈与されたものである。したがって、法律上の原因 があり、不当利得に当たらないし、不法行為でもない。

第1 請求原因について

請求原因1項ないし4項について

同2項及び3項は、争いがなく、同1項及び4項は、弁論の全趣旨により認めら れる。

同5項について

同1項ないし4項の事実からすると、被告は、社員でもないのに社員として賃金 の支給を受け、社会保険にも加入し、その保険料も再生債務者が負担していたこと になるから、被告が再生債務者から支給を受けた総支給額(2922万0938 円)から、源泉所得税額(105万5046円)を控除した残額(2816万58 92円) について、再生債務者に対する関係で不当利得を構成することは、明らか である。 第2 被告の主張について

被告は,再生債務者から支給を受けた総額について,再生債務者の実質的オーナ ーであった父Aから,給与名目で贈与を受けたものであるから,法律上の原因があ り、不当利得には当たらないと主張する。

しかし、Aは、再生債務者の役員でも、株主でもない(弁論の全趣旨)のである から、仮に、被告主張のとおり、Aから、給与名目で贈与を受けたとしても、再生 債務者に対する関係では、支給を受けた金員を保持しうる理由にはならない。 したがって、被告の主張は採用できない。

第3 結論 以上のとおりであるから、原告の請求は理由がある。

藪

大阪地方裁判所第12民事部

裁判長裁判官 中 村 隆 次 裁判官 宮 武 康 裁判官 崇

司